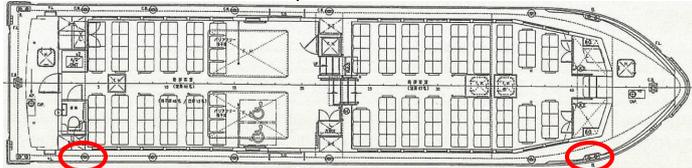


船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年2月11日 17時30分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀漁港西浜地区 日間賀港第6号防波堤灯台から真方位077°80m付近 (概位 北緯34°42.2′ 東経136°59.8′)
事故の概要	旅客船はやぶさ3は、着棧作業中、機関長が右舷の船縁と棧橋の防舷材の間に左足を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和5年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 はやぶさ3、64トン
船舶番号、船舶所有者等	143289、名鉄海上観光船株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）（履歴限定）
負傷者	軽傷 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時31分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、旅客15人を乗せ、愛知県美浜町河和漁港を出航して日間賀漁港西浜地区に到着し、棧橋に入船右舷着けする目的で、棧橋に平行になったところで停止して、綱取り作業員が係留索を右舷船首の船縁にあるボラードに回し掛けして棧橋のビットに係止し、船尾を右舷に振って、棧橋に寄せた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>右舷船尾の船縁にあるクロスビット</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 タラップ</p> </div> </div> <p>図1 一般配置図</p> <p>右舷船首の船縁にあるボラード</p> <p>機関長は、本船の右舷が棧橋にほぼ着いた状態で、棧橋の本船側ある乗客用小型のタラップを右舷中央部に引き寄せて同タラップから本件棧橋に移動し、体を右舷船尾の船縁にあるクロスビット*1に向け、ふだんどおり棧橋前面に左足を置いた。</p>

*1 「クロスビット」とは、頭が十字型のビットをいう。

クロスビット
右舷船尾の船縁
防舷材

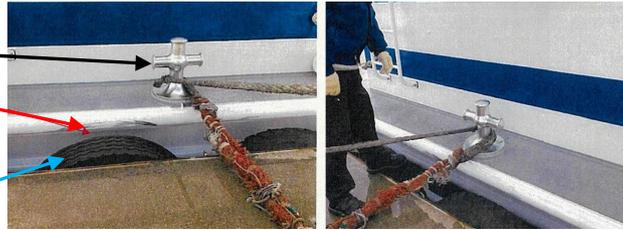


写真2、写真3 防舷材の上に左足を置いた状況
(係留索及び係止状況が本事故当時と異なっている)

機関長は、棧橋にある別の係留索を右舷船尾の船縁にあるクロスビットに係止する作業（以下「本件作業」という。）を行っていたところ、本船が風浪及び係留索の伸縮により本件棧橋側に寄ってきて、右舷の船縁下面と棧橋前面に設置された防舷材（タイヤ）上面との間に左足先が挟まれた。

機関長は、左足先に痛みを感じなかったので、乗下船の作業等続け、引き続き本船に乗船して当日の運航を終えた。

機関長は、後日、左足親指に痛みを感じ、医療機関で受診した結果、左足親指骨折と診断された。

機関長は、A社に約37年間勤務し、係留作業の経験が豊富であったが、本事故当時、本船の到着時刻が若干遅れていたため、短時間で本件作業を終わらせようと思っていた。

機関長は、本事故当時、作業着及び安全靴を着用していた。

分析

本船は、到着時刻が若干遅れていた状況下、棧橋への係留作業中、棧橋上の機関長が、短時間で作業を終わらせようと思い、左足を本件棧橋前面の防舷材の上に置いた状態で本件作業を行ったことから、船体が風浪及び係留索の伸縮により本件棧橋側に寄ってきた際、左足先が右舷の船縁下面と同防舷材上面との間に挟まれて負傷したものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、到着時刻が若干遅れていた状況下、棧橋への係留作業中、棧橋上の機関長が、短時間で作業を終わらせようと思い、左足を本件棧橋前面の防舷材の上に置いた状態で作業を行ったため、風浪及び係留索の伸縮により本件棧橋側に寄ってきた際、左足先が右舷の船縁下面と同防舷材上面との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・綱取りを行う乗組員は、着棧作業中、足を棧橋前面のタイヤ等の防舷材の上に置かないこと。
- ・綱取り作業は、陸上の作業員が行うことが望ましい。